

林業安全コラム

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html
 首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について

伐木作業等における安全対策を強化するため、昨年2月労働安全衛生規則が改正され、今般、ガイドライン※も改正されました。これまでもガイドライン等を踏まえて伐木作業等の労働災害の防止に努めていただいていたところですが、今回の改正内容について都道府県労働局、労働基準監督署とも連携し、適切に周知をお願いします。また、引き続きガイドライン等を遵守していただくようご指導をお願いします。※標記のガイドラインのほかに、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」も改正されています。

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第1号）

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**」（H27.12.7基発1207第3号。以下「**ガイドライン**」という。）に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。）の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。
 (主な安全対策)
 - ・ 安衛則第485条第1項に基づき、**事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること。**
 - ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。
 - ・ **かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。**
 (ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し)(図2)
 (ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り
(ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。
- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等**の項目を追加すること。
- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載を**より適切な表現に改めること。**
- ④ 「**かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン**」(H14.3.28基安発第0328001号)に係る記載を**ガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



○令和元年度補正予算について

前号でご紹介した令和元年度補正予算「林業労働力強化対策」について、いくつかの県からお問い合わせをいただきました。体質強化計画に定める「原木安定供給計画」の原木安定供給計画参画事業実施主体名に記載のある経営体が行う「林業安全衛生装置・装備の導入や研修の実施」について、当該事業の実施主体である民間団体が1/2を助成する事業です。各都道府県の皆様にも若干ご協力をいただきたいと思いますと考えています。詳細は別途連絡します。

林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）
 ・北海道（発令期間：R2. 2. 18～R2. 5. 31）・大分県（発令期間：R2. 1. 20～R2. 4. 30）

- ・ 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>
- ・ 林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。
- ・ 労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。
 （お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
 TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org）

林野庁
 林業労働対策室
 労働安全衛生班
 TEL:03-3502-1629